

第2号様式（第3関係）

令和5年度 第1回春日井市商工業振興審議会議事録

1 開催日時 令和5年7月5日（水）午後3時～4時30分

2 開催場所 春日井市役所 南館4階第3委員会室

3 出席者

【会長】	中部大学工学部機械工学科 教授	行本 正雄
【委員】	名古屋工業大学ダイバーシティ推進センター 准教授	加野 泉
	春日井商工会議所 副会頭	佐藤 徹
	春日井商工会議所女性会 会長	森 裕美
	春日井市工業団地協同組合 理事長	福島 成元
	春日井市商店街連合会 顧問	稲田 孝史
	三菱UFJ銀行春日井支店 支店長	笠原 扶美子
	経済産業省中部経済産業局 産業部長	中川 浩之
	中小企業基盤整備機構中部本部 企画調整審議役	佐藤 慎之
	春日井商工会議所デジタル推進課 課長	服部 佳江
	公募委員	山田 晶子
	公募委員	古川 朋美
【事務局】	産業部長	森本 邦博
	経済振興課 課長	金子 幸治
	経済振興課 課長補佐	勝 千恵
	経済振興課 商工労政担当主査	佐藤 彰義
	経済振興課 商工労政担当主任	前田 健吾
	経済振興課 商工労政担当主任	坂本 祐輔
	企業活動支援課 課長	岩瀬 由典
	企業活動支援課 課長補佐	宮寄 英介
	企業活動支援課 支援担当主査	内園 遼人
	企業活動支援課 支援担当主任	安永 陸人
	(株)ジャパンインターナショナル総合研究所	宮内 卓也

【傍聴人】 0名

4 議題

- (1) 第2回企業誘致・事業者支援検討会議、第2回働き方・地域活性化検討会議の報告  
について

- (2) 第4次春日井市産業振興アクションプランの骨子案について
- (3) 春日井市中小企業振興基本条例の中間案について

## 5 会議資料

- 資料1-1 第4次春日井市産業振興アクションプラン 目的と体系 (案)
- 資料1-2 第2回企業誘致・事業者支援検討会議【議事要旨】
- 資料1-3 第2回働き方・地域活性化検討会議【議事要旨】
- 資料1-4 検討会議 メンバー一覧
- 資料2-1 第4次春日井市産業振興アクションプラン 骨子案
- 資料2-2 取組の方向性と取組
- 資料3-1 春日井市中小企業振興基本条例 中間案の体系図
- 資料3-2 春日井市中小企業振興基本条例 中間案
- 追加資料 中小企業振興基本条例制定に関する商工会議所意見書

## 6 議事内容

議事に先立ち、森本産業部長より挨拶

- (1) 第2回企業誘致・事業者支援検討会議、第2回働き方・地域活性化検討会議の報告について  
＜事務局より資料1-1、1-2、1-3について説明＞
- (2) 第4次春日井市産業振興アクションプランの骨子案について  
＜事務局より資料2-1、2-2について説明＞  
※議題(1)、(2)については、関連するため合わせて審議

### 【行本会長】

検討会議の意見を踏まえたうえで、第4次春日井市産業振興アクションプランの骨子案について意見交換したい。意見、質問があれば挙手をお願いします。

現行の第3次春日井市産業振興アクションプランと比較すると、基本方針の順番が変わり、内容も若干変更があるようなので、もう少し詳しい説明をお願いしたい。

### 【事務局】

資料1-1に基づいて説明させて頂く。基本方針1が「新たな事業の創出と事業者の成長の促進」、基本方針2が「新たな企業誘致の推進と事業拡大に対応した企業立地の支援」となっている。現行の第3次春日井市産業振興アクションプランでは、今回、基本方針2に位置づけている企業誘致や企業立地の項目が1つ目の施策であり、基本方針1にある事業者支援の項目が2つ目の施策という形で記載されている。しかし、これまでの審議会や検討会議で既存の市内の事業者支援に重きを置くべきという意見を頂き、事務局としても中小企業振興基本条例を踏まえながら市内の中小企業を市全体で支えていくことを重視したいと考え、基本方針1に「新たな事業の創出と事業者

の成長の促進」を位置づけた。

#### 【行本会長】

取組の方向性の項目も先日の検討会議の時から若干変更されている。基本方針1の柱が8つあったが、今回は7つである。その説明もお願いしたい。

#### 【事務局】

先日の検討会議の時は(1)に中小企業振興の推進を設け、そのあとに今回の(1)～(7)を(2)～(8)として掲載していたが、中小企業振興の推進とは、個々の取組ではなく産業振興アクションプランや市の産業振興施策における背骨に当たるものである。そのため、今回の資料1-1では、「2 計画の位置づけ」を新たに設け、その中で第4次春日井市産業振興アクションプランが中小企業振興を推進するための条例である中小企業振興基本条例の施策の基本方針に則した計画であることを示したうえで基本方針1の柱からは除いた。

#### 【佐藤（慎）委員】

資料1-1について、前回の検討会議までの内容と比較して、計画の位置づけは分かりやすくなったと思うが、言葉の使い方や配置の仕方が若干分かりにくくなった。前回「基本施策に基づいて展開する取組の方向性」であったものが今回は「取組の方向性」となり、前回「基本施策」であったものが、今回は「基本方針」になっており、言葉の使い方が混乱を招きかねないので、整理したほうがよいと思う。

#### 【事務局】

資料1-1の「3 施策の展開」の一番左にある「施策『産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進』及びその横の「施策の基本方針」については、中小企業振興基本条例に合わせた言葉になっている。今回は産業振興アクションプランの策定と中小企業振興基本条例の制定が同じタイミングであり、違う言葉を使うと受け取る側が混乱するおそれもあるため、文言を合わせている。

#### 【佐藤（慎）委員】

産業振興アクションプランと中小企業振興基本条例のそれぞれで定義されている言葉に対し、違う言葉を使うと混乱するというのは理解できる。資料1-1をそのまま第4次春日井市産業振興アクションプランの冊子に載せるわけではないと思うので、本編で丁寧に説明していただければよい。

#### 【加野委員】

資料1-1について、「施策の基本方針」という言葉を使うのが中小企業振興基本条例から考えてもふさわしいとするのであれば、その横に「取組の方向性」が出てくるのはいかがなものかと思う。資料2-1の目次を見ると、「施策の基本方針」のあとに「取組の方向性と取組」と出てきており、混乱する。「施策の基本方針」を示したあと、

さらにそれぞれの取組について方向性が示されているため、分かりにくい構造になっている。「施策の基本方針」という文言を変更できないのであれば、「取組の方向性」という文言は見直したほうがよいと思う。

#### 【行本会長】

両検討会議の座長である佐藤（徹）委員から報告をお願いします。

#### 【佐藤（徹）委員】

第4次春日井市産業振興アクションプランを中小企業振興基本条例の「施策の基本方針」に則した計画にしてほしいという意見を検討会議で出したところ、今回の案で反映していただき、非常に有り難い。先ほどから話題に上っている資料1-1の「取組の方向性」や「取組」という文言について、本来、「施策の基本方針」の次は「具体的な施策」、そして「事業」だろうとの議論もあったが、他に適当な文言がなかったため、このような文言となった。「4 計画の実現に向けた推進体制」については、今回修正してもらったが、分かりやすくなったと思う。

#### 【事務局】

1点補足する。資料1-1に「施策の基本方針」、そして「基本方針1~4」と記載しているが、中小企業振興基本条例でも「施策の基本方針」という言葉を使っている。また、「基本方針1~4」の内容も中小企業振興基本条例と共通の内容とすることで、整合を図っている。条例というのは普遍的なものであり、一度制定すると、原則変わらない。特に今回の条例に関しては理念条例ということで、大まかな考え方を示すものである。一方、第4次春日井市産業振興アクションプランは令和6年度から5年間の計画になるため、短期における施策の基本方針を書くべきものとなっている。ただし、今回に関しては中小企業振興基本条例の制定と産業振興アクションプランの策定が同時期であり、中小企業振興基本条例における施策の基本方針と産業振興アクションプランにおける施策の基本方針は一致させるべきということで、このようにしている。将来、第5次春日井市産業振興アクションプランを策定する段階では、その時点での社会経済情勢を反映して施策の基本方針が変わってくるかもしれないが、その際、中小企業振興基本条例をどうするかについては、そのときの判断になる。中小企業振興基本条例と産業振興アクションプランでは、期間の視点が若干異なっていることはご理解いただきたい。

#### 【行本会長】

資料2-2、「事務局の見解」欄の内容について申し上げたい。取組番号11「産学共同研究等助成事業」、取組番号12「特許取得助成事業」、取組番号13「展示会出展助成事業」、取組番号16「ISO取得助成事業」、取組番号20「就職支援サイト掲載助成事業」、取組番号29「キャリア教育支援事業」、取組番号30「人材育成助成事業」、取組番号50「人材活用促進助成事業」、取組番号58「地域貢献助成事業」について、いずれも「見直す」となっている。いずれも大事な取組であると思われるが「見直す」と

の表記が多く、また見直す理由や見直し方が分かりにくいと感じる。その点について事務局から説明をしてほしい。

#### 【事務局】

取組番号 11「産学共同研究等助成事業」は、大学や研究機関に設計や計測を依頼した際に助成するというもの。今回、見直すとしたのは、市と連携協定を締結している大学との産学共同研究への助成上限額引上げと試作品開発への助成である。連携協定を結んでいるのは中部大学、名工大、名城大学等で、通常は対象経費の 50%を助成する制度（限度額 50 万円）であるのに対し、協定を結んでいる場合は対象経費の 3分の2の助成（限度額 100 万円）となり、割合と上限が優遇されていたが、実績が少なかった。また、KASUGAI 産学交流プラザを活用した試作品開発についても実績が少なかったため、助成額の割合や上限額の引き上げをやめる方向で見直しを考えている。

取組番号 12「特許取得助成事業」は、国内特許権または国内実用新案権を取得する際の助成であるが、実用新案登録の出願については実績がほとんどなかったため、対象外にするという方向で見直しを考えている。

取組番号 13「展示会出展助成事業」は、ポートメッセや東京ビッグサイト等で行われる企業の展示会に助成する制度だが、その他として、製造業のみを対象に、消費者モニター調査や市場調査、クラウドファンディングを行う場合の助成制度もある。展示会については継続して支援を行うが、クラウドファンディングはインターネットを活用するものであるため、新設の取組番号 17「ウェブマーケティング事業」と統合する方向で検討している。

取組番号 16「ISO取得助成事業」は、対象経費の 20%（限度額 200 万円）の助成を行っているが、限度額である 200 万円まで達した実績がなかったため、限度額を見直し、引き下げる方向で検討している。

取組番号 30「人材育成助成事業」は、中部大学大学院の経営情報学研究科経営学専攻課程に入学した場合の入学費用を助成（限度額 10 万円）する制度である。ただ、近年の利用実績がほとんどないため、制度の必要性も含め見直す方向で検討している。

取組番号 58「地域貢献助成事業」は、事業者が実施する夏祭りなど、地域コミュニティイベントの経費の一部を助成するものである。対象経費の 20%（限度額 100 万円）を助成する制度だが、限度額である 100 万円に達した実績がないため、現在の実績に合わせた限度額に見直そうと考えている。

取組番号 20「就職支援サイト掲載助成事業」は、求人情報等を掲げる際に対象経費の 50%（限度額 40 万円）を補助するものである。中小企業等の重要な課題として人材確保の難しさということがある中、この取組は非常にニーズが高いものになっている。この助成事業をもっと頻繁に利用したいというニーズがあるため、委員から頂いた意見も踏まえ、今より利用できるような形に見直していきたいと考えている。

取組番号 29「キャリア教育支援事業」は、仕事をすることの素晴らしさや重要性を児童・生徒・学生に知ってもらうものである。これまでは市と商工会議所青年部が連携して取り組んでいたが、青年部がこの事業にかなり力を入れているため、今後は市としては手を引き、青年部の自主事業という形で実施を継続する。

取組番号 50「人材活用促進助成事業」は「就労促進助成事業」から改称するものである。人材確保のための支援事業であるが、検討会議で加野委員から取組内容についてのヒントを頂いた。多様な人材、いわゆるダイバーシティにつながるような人材活用のため、例えば女性だけでなく男性にも起こりうる介護離職、あるいは就職氷河期世代のような特定の時代背景がもとになって大変な思いをした人がいるという視点も入れて考えていきたい。

事務局の見解を検討するにあたっての基本的な考え方としては、必要性があるものに対して支援を行い、必要性がないものについては、見直しを行った上でその分の予算を必要性があるものに集中させるということである。

#### 【行本会長】

今の説明に対して、質問、意見があればお願いします。

#### 【福島委員】

例えばある助成制度で過去5年間、利用実績が1件もなければ見直しになると思う。ただ、最初の年に1件利用があり、その後利用がない場合と当初は利用がなかったが最終年度に1件だけでも利用実績があったという場合では状況が異なると思う。また、こういう助成制度があるということを全ての企業が知っているわけではない。もう少しきめ細かく周知するような動きがあれば良いと思う。

#### 【佐藤（徹）委員】

必要性の有無の観点で、現状の実績がないから見直す、あるいは廃止するということになると思うが、必要性のないものをなぜ計画に入れたのかという視点が抜けている。需要がなかった要因は、当初の想定が良くないのか、周知不足なのか、それとも、社会情勢が変わってきたのか、といった結果に対する分析を行い、次のアクションプランで見直すのが通常である。第4次春日井市産業振興アクションプラン策定の際には、第3次春日井市産業振興アクションプランのチェック、アクションを行うと思うが、単に需要がないからではなく、なぜ需要がなかったかという点を分析していただけると有り難い。

#### 【行本会長】

資料1-2「第2回企業誘致・事業者支援検討会議【議事要旨】」の(12)に「助成制度自体を知らない事業者が多数いる。すでに実施している金融機関への周知やメールマガジンでの周知に加えて、LINE等SNSでの周知も効果的ではないか」とある。同じく検討会議の議事録である資料1-3「第2回働き方・地域活性化検討会議【議事要旨】」の(8)では「各助成金について、細かい要件を満たせず活用できないケースがあり、使いにくいと感ずることがある」、(9)では「ビジネスマッチングという観点でも、アクションプランに具体的に示されているとよいのではないか。市や商工会議所、金融機関が連携して取り組めることがあるとよい」という意見が出ている。商工会議所の佐藤（徹）委員から先ほどコメントを頂いたが、金融機関の笠原委員か

ら意見を伺いたい。

#### 【笠原委員】

ビジネスマッチングもそうだが、スタートアップ企業など、事業の立ち上げというところについても金融機関に問い合わせただくケースは増えている。個人ではなかなか難しいテーマでも、パートナー次第では広がりが出てくるので、春日井市内でのビジネスマッチングも大事だが、もう少し幅広く、市を越えての紹介等ができれば良いと思う。

#### 【古川委員】

前回の検討会議の場において、助成金はもらえてラッキーという性質のものではない、助成金がなければできなかったことが助成金により可能となり、それで企業が活気づくようにしたいという話があり、本当にそのとおりだと非常に心に残っている。広く浅く助成制度があるというのは適切なのかとも疑問に思い、制度の数を絞ることも確かに重要だとその時には感じた。先ほど事務局が「必要性のあるものに対して支援し、必要性のないものはやめ、その分必要性のあるものを手厚くする」と言っていた。それも正しいかもしれないが、「必要性がある＝ニーズがある」と考えるのは適切なのか。中小企業が活気づいて雇用も満たされ、それが税金となって返ってきて春日井市が潤うというサイクルが回っていかないと、結局、本当によくなったことにはならない。ニーズがあるところにだけ手厚くすればよいというわけではないと思う。ニーズが少なくても重要なことはある。ニッチな分野であっても本当に必要としているところを満たすことが市にとってよいことで、それによって市も発展すると思う。根本的な必要性や重要性についても考えてもらいたい。確かに制度の数を絞ることも大事かもしれないが、ニーズがないからという理由だけで見直すのは違うと思う。

#### 【行本会長】

今おっしゃったことは、まさしくSDGsの誰一人取り残さないという考え方だ。

#### 【稲田委員】

取組番号 56「商店街地域交流促進助成事業」について。ちょうど今が夏祭りの補助金申請の時期で、商店街としても申請している。今年は補助率が低く、対象経費の20%以内（限度額30万円）ということで、昨年から半減した。昨年並みの補助を見込んで夏祭りを盛大に行う予定だったのに、縮小せざるを得ないような状況になったわけで、年々減っていくというのは寂しいものがある。

取組番号 42「工場・物流施設新增設助成事業」は、製造業と流通業が対象で、商業やサービス業は対象外となっている。商業やサービス業でも工場を造ることがあるが、助成の対象にはならない。もう少し対象の幅を広げて、利用できる業種が増えるようにしていただけないかと思う。

#### 【佐藤（慎）委員】

資料2-2の1ページにある創業やスタートアップの定義について尋ねたい。取組の方向性には「創業やスタートアップ等」と書いてあるので、創業とスタートアップは違うものであり、並列的な関係と読み取り、創業は事業を始める、いわゆる一般的な創業を指し、スタートアップは革新性のある技術やアイデアを伴うものを指しているのだろうと捉えた。対応する取組を見ると4つに分かれているが、スタートアップというタイトルが付いているのは取組番号2だけである。創業とスタートアップが違う概念であるとするれば、スタートアップに対する助成事業は少ないように見える。取組を読むと、創業の中にスタートアップを含んでいるような書き方になっているが、取組の方向性では創業とスタートアップを並列的な概念で捉えているように感じる。もし、取組を活かすのであれば取組の方向性は「スタートアップ等を含む創業による新事業の創出」と記載すべきではないか。創業とスタートアップの違いが分かりにくいと思う。

#### 【事務局】

創業支援については、新しく事業を起こすものすべてを含んだ広い概念が根本的にある。そういう中、昨今、いわゆる革新的な技術等により比較的短期間で成長するようなスタートアップが注目されており、春日井市としても、スタートアップを支援する取組に手を付けていかなければならないという考えを持っている。ただ、いきなりスタートアップが生まれるわけではないので、普及啓発のようなことを力強く進めていこうということで、スタートアップという言葉の特出ししているような見せ方にしている。今までも創業支援は行っており、スタートアップの中にある起業家教育のような取組も行っているが、スタートアップに重点をおいて進めていきたいという思いで、特出ししている。

#### 【佐藤（徹）委員】

スタートアップの定義は、どちらかといえば、企業を立ち上げて他者へ売却し、立ち上げた人が利益を得る、というものだそうだが、県は革新的な技術等で立ち上げた企業を継続的に運営する形でもスタートアップとして定義しているのか。

#### 【事務局】

愛知県下においても、本来のスタートアップの定義に当てはまる事業者は少ないため、中小企業で新事業を展開しようとする所も含め、対象を広げたような形でスタートアップという言葉を使う場合もある。厳密な定義に基づいて使うようなことは少ないと思う。

#### 【佐藤（徹）委員】

春日井市としても、かなり革新的な創業の場合はスタートアップと呼ぶと理解をした。

#### 【事務局】



スモールビジネス的に行うものではなく、いわゆる革新的なアイデアなどに取り組んでいる事業者をスタートアップの対象としている。

**【佐藤（徹）委員】**

判定が難しいが、事務局の裁量である程度決まるということだと思う。

**【加野委員】**

見直しについて、先ほどの説明では件数が指標になっていると思うが、今後見直しを進めていく中で、件数以外で指標として考えているものがあれば教えていただきたい。次回、10月の商工業振興審議会には見直した案が出てくるという流れになると思うが、古川委員からも包摂性のような視点での意見があったので、それも踏まえ、どういったものを別の指標として考えているかを知りたい。

**【事務局】**

件数も一つの目安であるが、他にも公平性や、国や愛知県の企業支援策との重複も考慮している。すでに国や県の支援策があればそれを活用いただきたいと考えている。助成金というのは、企業や市民からお預かりした税金を再配分するものであるため、そこに妥当性が求められる。そういった要素を常に考えて、新しい施策を打ち出すこともあり、場合によっては一旦やめる施策も出てくる。

**【加野委員】**

今の説明でよく分かったが、文章化する際には別の視点での指標があることも明記していただきたい。縮小に関しては、市民も厳しい目を向けると思う。実績がないのは周知不足のためではないのか、適正な枠組みで制度が成り立っていたのかということも見られるので、どういう理由で縮小や削減の方向になったかの説明が個々にあればよいと思う。

**【行本会長】**

本日の意見に基づいて事務局で修正していただき、中間案の作成を進めてもらいたい。

続いて、(3)「春日井市中小企業振興基本条例の中間案について」、事務局より説明をお願いします。

(3) 春日井市中小企業振興基本条例の中間案について

＜事務局より資料3-1、3-2について説明＞

**【行本会長】**

説明いただいた中小企業振興基本条例の中間案について、意見、質問があればお願いします。

### 【佐藤（徹）委員】

資料3-2、第2条の定義のところ商工会議所の定義が載っていないので、記載を望む。

追加資料として出ている「中小企業振興基本条例制定に関する商工会議所意見書」をご覧ください。

今回、条例における施策の基本方針とアクションプランの施策の基本方針との整合を図るということで、3番の意見を採用いただき、非常に有り難く思っている。

4番の、本審議会がPDCAを回すための推進組織の役割を担うということについても反映していただき、感謝している。

5番の、中小企業者への商工会議所等の地域経済団体への加入を促すという文言を資料3-2、第5条、市の責務のところに入れていただければと思う。春日井市で事業を営んでいる所はもちろんであるが、チェーン店や大型店舗に入っている小売店にも会議所等への加入促進を促していただければ有り難い。

資料3-1の④それぞれの責務や役割の下に「市の責務」とあり、これが全体にかかっていることが気になる。他の機関等の責務や役割と同列にしてはどうか。

資料3-2であるが、市の責務は第5条、中小企業の努力が第4条ということで、中小企業の努力のあとに書かれており、それが引かかる。市の条例であるため、市の責務を記載してから中小企業の努力や役割を記載するのが普通ではないか。他市の条例も調べたが、すべてそのようになっていた。この点説明いただけるか。また、この市の責務の中で、経営資源が少ない小規模企業者に対する財務上等の配慮という項目が抜け落ちていることが気になった。

市で発注する事業や調達について、市内の中小企業による受注機会の増大をうたっている条例も結構あるので、可能であれば、それも追記してはどうかと思った。

### 【事務局】

中小企業振興基本条例については、本日商工会議所からの意見書を頂く前、昨年度から本審議会でも繰り返し議論いただいてきた。そこで出た意見を反映し、事務局で今回の中間案を作成した次第である。商工会議所からの意見、具体的な要望に関しても、本中間案にある程度反映している状況であると思っている。なお、今回の中間案を作成するにあたっては、県下24自治体の条例を参考にした。

佐藤（徹）委員個人から、市の責務についての意見数点を伺った。

市の責務の順番についてだが、市を最初に入れる自治体もあれば中小企業者を前に持ってくる自治体もある。そういうことから総合的に判断し、現在の案としては中小企業を先に出している。

小規模事業者への配慮については当然把握している。ただ、中小企業者の中に小規模事業者も入るため、小規模事業者の役割等はあらためて設けず、中小企業者の項目に包含する形を取っている。

資料3-1については、頂いた意見を参考に再検討する。

### 【行本会長】

これをもって本日の議題はすべて終了した。進行を事務局にお返りする。

<事務局より今後の日程を報告>

第2回審議会は10月を予定（8月中旬～下旬にアクションプランの中間案の素案を各委員に送付）


【事務局】

以上をもって本日の審議会を終了する。

上記のとおり令和5年度第1回春日井市商工業振興審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、委員互選により決定した署名人2名が署名押印する。

令和5年8月4日

議事録署名人

行本正雄 

議事録署名人

服部佳江 